

2. 調査結果

(1) 騒音に係る環境基準の類型当てはめ状況

環境基本法に基づく環境基準の類型当てはめ地域を有する市区町村数は、平成18年度末現在1,290市区町村で、全国の市区町村数の約70.6%（前年度70.7%）に相当した。（表1）

(2) 騒音規制法に係る地域指定の状況

騒音規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は、平成18年度末現在1,374市区町村で、全国の市区町村数の約75.2%（前年度75.1%）に相当した。（表1）

表1 環境基準類型当てはめ状況及び騒音規制法地域指定状況（平成18年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	782	23	827	195	1,827
環境基準の地域 類型当てはめ	748	23	475	44	1,290
割合（%）	95.7%	100.0%	57.4%	22.6%	70.6%
騒音規制法 地域指定	772	23	524	55	1,374
割合（%）	98.7%	100.0%	63.4%	28.2%	75.2%

(3) 一般地域における環境基準の適合状況

全国の一般地域（道路に面する地域以外の地域）における環境騒音の状況を把握するため、地方公共団体により測定された環境騒音の環境基準の適合状況について調査した。（表2）

① 環境騒音の測定実施状況

平成18年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は377市区町村（前年度384市区町村）で、環境基準の類型当てはめがなされている1,290市区町村の約29.2%であった。

測定地点の総数は3,769地点（同3,978地点）であり、そのうち定点測定地点数（毎年度実施しているものとは限らない）は3,044地点（同3,041地点）で、全体の約80.8%となった。ただし、定点測定地点とは測定地点のうち、継続的な変化を調査するために定期的に測定を行う地点であり、毎年度実施しているものとは限らない。

② 環境基準の適合状況

環境基準の適合状況は、地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合と、騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合とに分けて集計を行っている。

ア 地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合

平成18年度は、全測定地点3,261地点（前年度3,529地点）のうち約80.7%（同78.7%）の地点で環境基準に適合した。

地域類型別にみた場合、A類型及びB類型地域（住居系地域）では2,406地点（同2,626地点）のうち約79.6%（同78.8%）の地点で適合し、C類型地域（住居・商工業混在地域）では837地点（同834地点）のうち約83.8%（同79.1%）の地点で適合した。

イ 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合

平成18年度は、全測定地点508地点（前年度449地点）のうち約70.5%（同70.8%）の地点で適合した。

地域類型別にみると、A類型及びB類型地域では328地点（同314地点）のうち約66.5%（同67.5%）の地点で適合し、C類型地域では177地点（同126地点）のうち78.0%（同79.4%）の地点で適合した。

（注）この集計における環境基準の適合・不適合の判定については、原則として測定した全ての時間帯において環境基準を満たした場合を「適合」とした。

表2 一般地域における環境基準の測定及び適合状況（道路に面する地域を除く）

測定実施自治体数		平成18年度における測定状況									
		全測定地点数	定点測定地点数	ア. 地域の騒音状況をマクロに把握するような地点を選定している場合				イ. 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合			
				AA	A及びB	C	計	AA	A及びB	C	計
377	測定地点数	3,769	3,044	18	2,406	837	3,261	3	328	177	508
	適合地点数	2,988	2,423	15	1,914	701	2,630	2	218	138	358
	適合率(%)	79.3%	79.6%	83.3%	79.6%	83.8%	80.7%	66.7%	66.5%	78.0%	70.5%

AA：特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

③ 環境基準の適合状況の経年変化

平成12年度から平成18年度までの過去7カ年の適合状況を図1に示した。環境基準の適合率は、地域の騒音状況をマクロに把握するようために選定した地点では上昇、騒音に係る問題を生じやすい地点等ではほぼ横ばい、測定地点全体では上昇傾向にある。

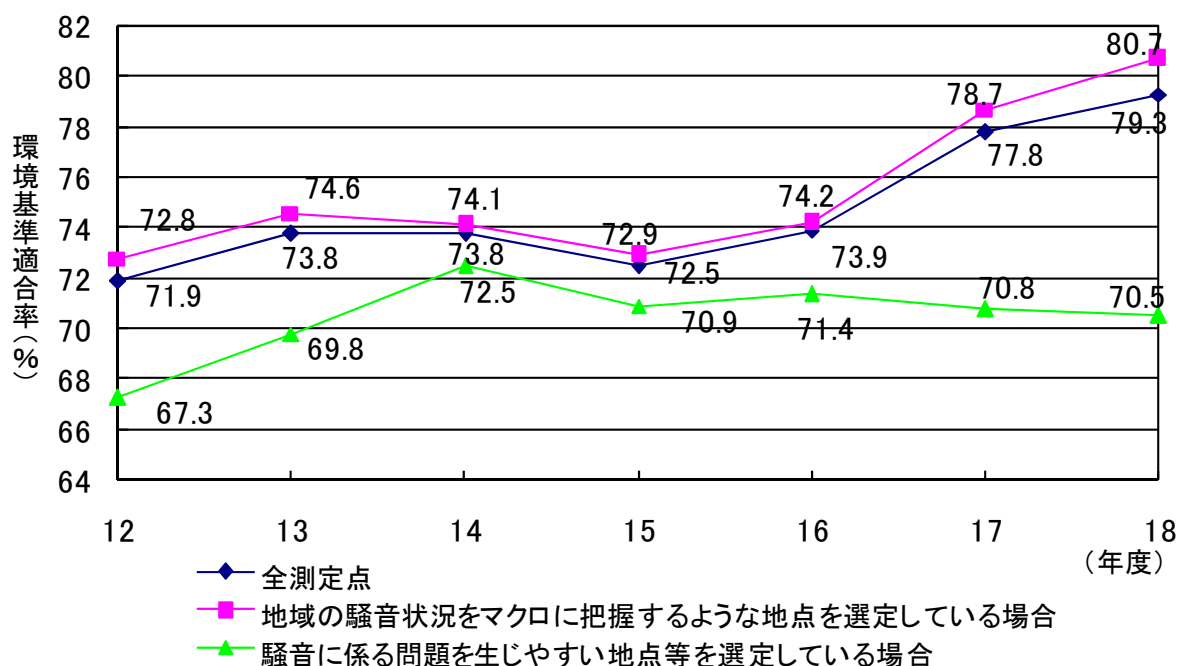


図1 過去7カ年の一般地域における環境基準適合状況

(4) 騒音苦情の状況

① 苦情件数の推移

平成 18 年度に全国の地方公共団体が受理した騒音苦情の件数は、17,192 件であった。これは、平成 17 年度 (16,470 件) と比べて、722 件 (約 4.4%) の増加である。

(図 2)

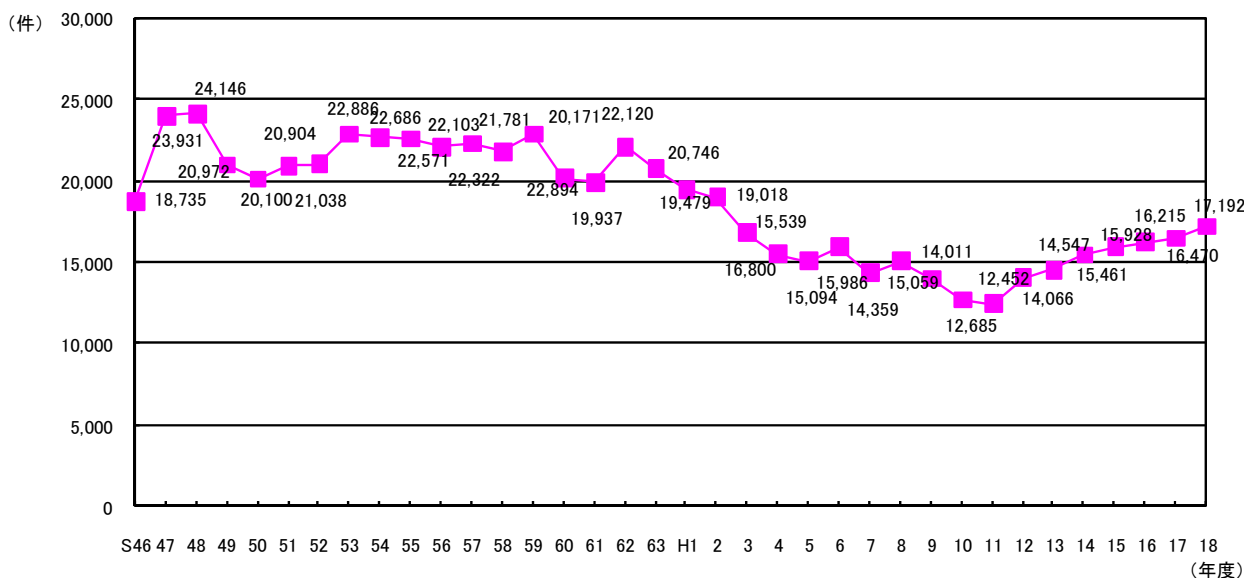


図 2 騒音苦情件数の推移

② 都道府県別の苦情件数

平成 18 年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の 3,398 件が最も多く、次いで大阪府 1,833 件、愛知県 1,599 件、埼玉県 1,327 件、神奈川県 1,306 件の順となっており、この 5 都府県で全国の騒音苦情件数の 5 割以上を占めた。また、これらの都府県では前年度に比べ、苦情件数が増加している。(表 3, 表 4)

③ 発生源別の苦情件数

平成 18 年度の苦情件数を発生源別にみると、工場・事業場騒音が 5,619 件 (約 32.7%) で最も多く、次いで建設作業騒音が 5,450 件 (約 31.7%)、営業騒音が 1,728 件 (約 10.1%)、家庭生活騒音が 1,061 件 (約 6.2%) であった。

平成 17 年度と比較すると、建設作業騒音に係る苦情が 341 件 (約 6.7%)、飲食店、興行場、娯楽施設等の営業騒音に係る苦情が 123 件 (約 7.7%) 増加した。

(図 3, 図 4)

表3 都道府県別苦情件数（上位5都道府県）

順位	苦情件数		順位	人口100万対件数	
	都道府県	件数		都道府県	件数
1	東京都	3,398	1	東京都	268
2	大阪府	1,833	2	愛知県	219
3	愛知県	1,599	3	大阪府	208
4	埼玉県	1,327	4	埼玉県	188
5	神奈川県	1,306	5	群馬県	161
	全国	17,192		全国平均	135

※人口は平成18年10月1日現在の総務省統計局現在推計人口による

表4 苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都道府県	H17	H18	増減	都道府県	H17	H18	増減
北海道	393	428	35	滋賀県	95	143	48
青森県	78	73	△ 5	京都府	247	294	47
岩手県	88	74	△ 14	大阪府	1,737	1,833	96
宮城県	243	271	28	兵庫県	648	638	△ 10
秋田県	39	64	25	奈良県	105	91	△ 14
山形県	123	100	△ 23	和歌山県	96	92	△ 4
福島県	136	138	2	鳥取県	40	37	△ 3
茨城県	214	217	3	島根県	38	17	△ 21
栃木県	185	192	7	岡山県	181	153	△ 28
群馬県	248	326	78	広島県	240	285	45
埼玉県	1,251	1,327	76	山口県	148	144	△ 4
千葉県	703	731	28	徳島県	52	76	24
東京都	3,228	3,398	170	香川県	62	85	23
神奈川県	1,236	1,306	70	愛媛県	171	181	10
新潟県	218	201	△ 17	高知県	54	40	△ 14
富山県	48	41	△ 7	福岡県	564	531	△ 33
石川県	95	96	1	佐賀県	78	55	△ 23
福井県	72	85	13	長崎県	106	116	10
山梨県	67	64	△ 3	熊本県	88	93	5
長野県	256	205	△ 51	大分県	132	153	21
岐阜県	196	214	18	宮崎県	139	132	△ 7
静岡県	376	437	61	鹿児島県	111	123	12
愛知県	1,586	1,599	13	沖縄県	77	81	4
三重県	182	212	30	合計	16,470	17,192	722

△ は減を示す

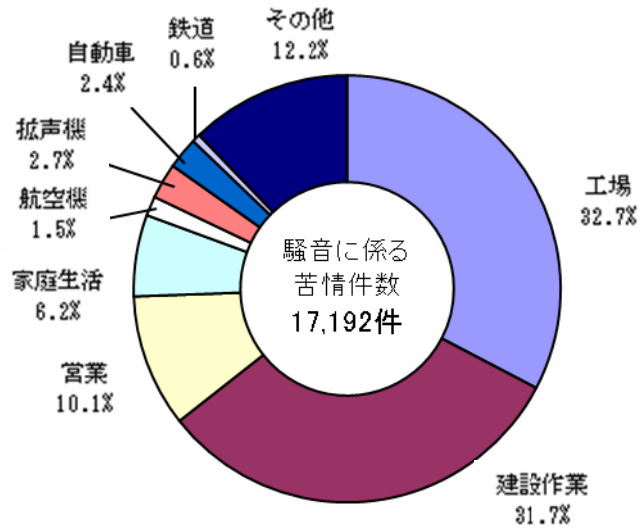


図3 騒音に係る苦情の内訳

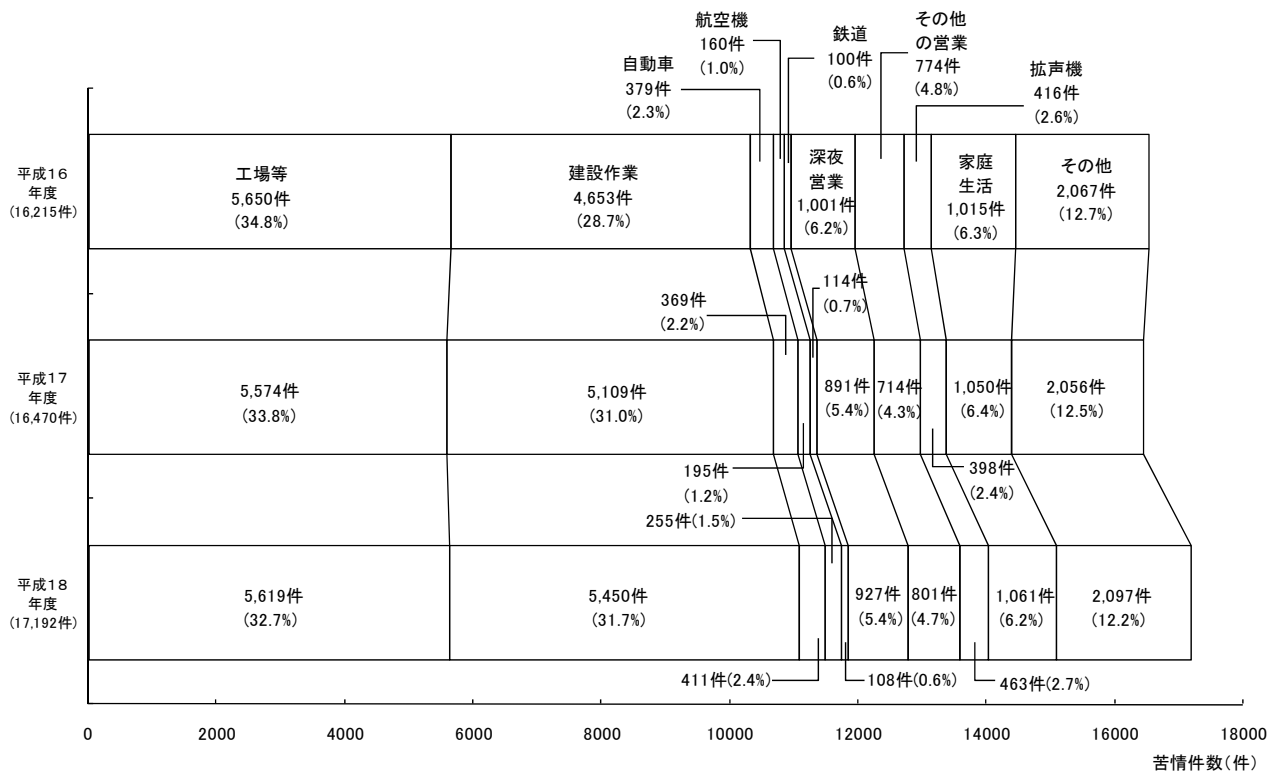


図4 過去3年の苦情件数の発生源別内訳

④ 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

平成18年度の工場・事業場に対する苦情総数5,619件のうち、法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは約23.1%の1,297件であり、また、建設作業に対する苦情総数5,450件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は約37.8%の2,062件となった。(表5)

表5 規制対象・非対象別苦情件数 (工場・事業場, 建設作業)

年 度	発生源 の種類	工 場 ・ 事 業 場					建 設 作 業				
		特定工場等		左記以外		計	特定建設作業		左記以外		計
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	
平成17年度	件数	1,219	103	3,727	525	5,574	1,812	56	3,065	176	5,109
	%	21.9%	1.8%	66.9%	9.4%	100.0%	35.5%	1.1%	60.0%	3.4%	100.0%
平成18年度	件数	1,297	114	3,693	515	5,619	2,062	78	3,101	209	5,450
	%	23.1%	2.0%	65.7%	9.2%	100.0%	37.8%	1.4%	56.9%	3.8%	100.0%

注) 特定工場等とは、特定施設を有し、法の規制対象となる工場・事業場をいい、特定建設作業とは、法の規制対象となる建設作業をいう。ただし、条例等で対象としている工場・事業場及び建設作業は含まない。

(5) 規制の状況

(5)-1 工場・事業場に対する規制の状況

① 特定工場等総数及び特定施設の届出数

騒音規制法に基づき届出された特定工場等の総数は、平成18年度末現在で213,217件で、前年度(208,736件)より4,481件(約2.1%)増加した。(表6) また、特定施設の総数は1,530,799件(同1,485,918件)となった。

特定工場等の内訳を見ると、空気圧縮機等を設置しているものが約38.3%と最も多く、次いで金属加工機械を設置しているものが約21.1%、織機を設置しているものが約11.3%の順となった。

特定施設の内訳をみると、空気圧縮機等が約41.6%と最も多く、次いで織機が約23.6%、金属加工機械が約18.5%の順となった。(表7)

表6 特定工場等数及び特定建設作業件数の最近の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
特定工場等総数	207,494	208,736	213,217
対前年度比 (増加率)	△456 (△0.22%)	1,242 (0.59%)	4,481 (2.15%)
特定建設作業件数	67,942	69,958	73,259
対前年度比 (増加率)	△391 (△0.57%)	2,016 (2.96%)	3,301 (4.72%)

表7 法に基づく届出件数(平成18年度末現在)

表7-1 特定工場等総数

設置特定施設	総数	(%)
金属加工機械	45,084	21.1%
空気圧縮機等	81,679	38.3%
土石用粉砕機等	4,684	2.2%
織機	24,196	11.3%
建設用資材製造機械	3,502	1.6%
穀物用製粉機	636	0.3%
木材加工機械	20,562	9.6%
抄紙機	639	0.3%
印刷機械	20,121	9.4%
合成樹脂用射出成形機	8,555	4.0%
鋳造型機	3,559	1.7%
計	213,217	100.0%

表7-2 特定施設総数

特定施設	総数	(%)
金属加工機械	283,435	18.5%
空気圧縮機等	637,174	41.6%
土石用粉砕機等	26,324	1.7%
織機	361,632	23.6%
建設用資材製造機械	5,362	0.4%
穀物用製粉機	3,587	0.2%
木材加工機械	63,442	4.1%
抄紙機	2,181	0.2%
印刷機械	74,871	4.9%
合成樹脂用射出成形機	64,383	4.2%
鋳造型機	8,408	0.5%
計	1,530,799	100.0%

② 法に基づく措置等の状況

指定地域内の特定工場等に係る苦情 1,297 件（前年度 1,219 件）に対して、平成 18 年度に行われた騒音規制法に基づく措置の件数は、報告の徴収 217 件（同 201 件）、立入検査 1,011 件（同 845 件）、騒音の測定 528 件（同 436 件）であった。騒音測定の結果、規制基準を超えていたものは 331 件（同 266 件）であり、改善勧告は 5 件（同 4 件）、改善命令は 1 件（同 0 件）行われた。また、騒音防止に関する行政指導が 1,181 件（同 1,118 件）行われた。（表 8）

表 8 指定地域内の特定工場等騒音に係る措置等の状況

	苦 情	1,297
行政措置等	報告の徴収	217
	立入検査	1011
	測定	528
	うち基準超	331
	改善勧告	5
	改善命令	1
	行政指導	1,181

(5)-2 特定建設作業に対する規制の状況

① 特定建設作業の実施届出件数

平成 18 年度中の特定建設作業実施届出件数は 73,259 件（前年度 69,958 件）であり、その内訳をみると、さく岩機を使用する作業が 36,567 件（同 34,703 件）と最も多く、次いでバックホウを使用する作業が 20,827 件（同 19,722 件）の順になっており、これらで全体の約 78.3%を占めた。（表 9）

表 9 特定建設作業の届出件数

特定建設作業届出件数	平成17年度	平成18年度	
くい打機等を使用する作業	5,037	4,884	6.7%
びょう打機を使用する作業	81	100	0.1%
さく岩機を使用する作業	34,703	36,567	49.9%
空気圧縮機を使用する作業	5,240	5,961	8.1%
コンクリートプラント等を設けて行う作業	390	295	0.4%
バックホウを使用する作業	19,722	20,827	28.4%
トラクターショベルを使用する作業	1,323	1,221	1.7%
ブルドーザーを使用する作業	3,462	3,404	4.6%
計	69,958	73,259	100.0%

② 法に基づく措置等の状況

平成 18 年度に行われた騒音規制法に基づく措置の件数は、指定地域内の特定建設作業に対する苦情 2,062 件（前年度 1,812 件）に対し、報告の徴収 303 件（同 290 件）、立入検査 1,616 件（同 1,239 件）、騒音の測定 460 件（同 372 件）であった。騒音測定の結果、基準を超えていたものは 114 件（同 84 件）であり、騒音防止に関する行政指導は 1,845 件（同 1,622 件）行われたが、改善勧告及び改善命令は行われなかった。（表 10）

表 10 指定地域内の特定建設作業騒音に係る苦情件数及び措置等の状況

苦情件数	2,062	行政措置等	
くい打機等を使用する作業	131	報告の徴収	303
びょう打機を使用する作業	12	立入検査	1,616
さく岩機を使用する作業	1,162	測定	460
空気圧縮機を使用する作業	45	うち基準超	114
コンクリートプラント等を設けて行う作業	25	改善勧告	0
バックホウを使用する作業	597	改善命令	0
トラクターショベルを使用する作業	65	行政指導	1,845
ブルドーザーを使用する作業	25		

(6) 道路交通騒音に対する措置等の状況

平成 18 年度の指定地域内における道路交通騒音の苦情 322 件（前年度 314 件）に対して、騒音の測定は 106 件（同 115 件）行われており、要請限度を超えていたものは 19 件（同 22 件）であった。また、道路管理者に対する道路の構造改善等の意見陳述が 5 件（同 8 件）行われた。都道府県公安委員会に対する交通規制等の要請は行われなかった。（同 0 件）。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、道路管理者に対する協力依頼等の措置が 102 件（同 118 件）行われ、都道府県公安委員会に対する同様の措置は 6 件行われた（同 10 件）。（表 11 参照）

表 11 指定地域内の道路交通騒音に係る措置等の状況

苦情		322
行政措置等	測定	106
	うち要請限度超	19
	公安委員会へ要請	0
	道路管理者へ意見陳述	5
	要請以外の公安委員会への措置依頼	6
	意見陳述以外の道路管理者への措置依頼	102

(7) 低周波音に係る苦情の状況

平成 18 年度に地方公共団体が受けた低周波音に係る苦情の件数は 185 件（前年度 135 件）であった。（図 5、表 12）

内訳をみると、工場・事業場に係るものが 75 件（同 54 件）と最も多く 40.5%を占めた。

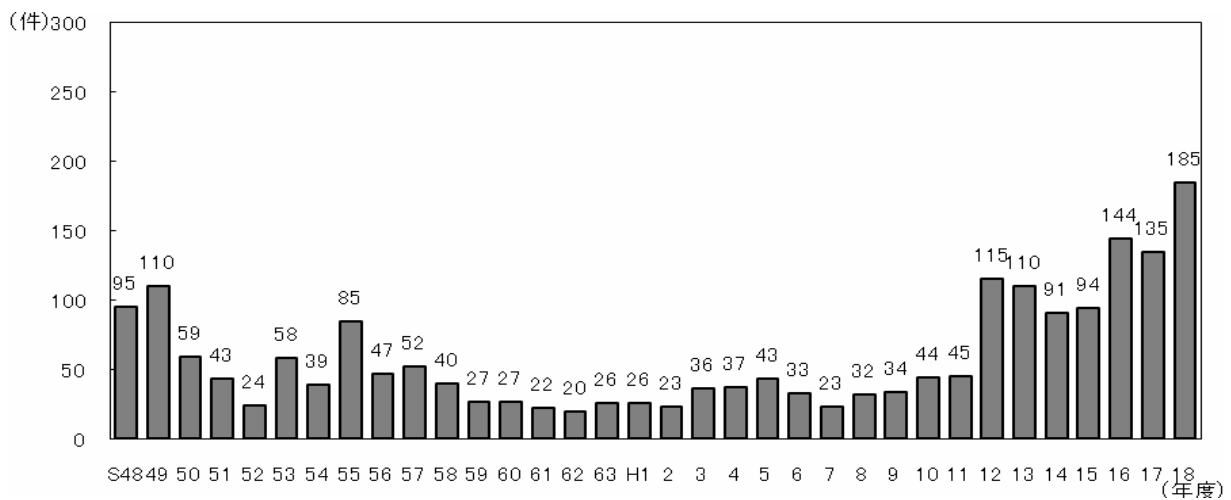


図5 低周波音に係る苦情件数の年次推移

表12 低周波音に係る苦情件数の内訳

発生源 \ 年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
工場・事業場	12	16	19	22	21	61	52	40	45	49	54	75	40.5%
建設作業	1	1	1	0	0	2	3	1	1	6	5	10	5.4%
道路交通	2	1	1	2	1	1	1	1	3	1	1	5	2.7%
鉄道	4	3	0	2	1	4	1	3	0	3	1	1	0.5%
家庭生活	0	0	3	7	1	20	16	20	21	21	15	20	10.8%
その他	4	11	10	11	21	27	37	26	24	64	59	74	40.0%
合計	23	32	34	44	45	115	110	91	94	144	135	185	100%

3. 考察

平成18年度の騒音に係る苦情の件数は前年度より増加しており、平成11年度以降の増加傾向が続いている。また、騒音苦情件数は依然として都市圏に集中している。

低周波音苦情については、騒音と比較すると苦情件数は少ないが、前年度に比べて増加している。発生のメカニズム等については未だ不明な点も多く、引き続き知見の収集と対策・評価方法の周知が必要である。

今後、引き続き適切な法の運用のみならず、良好な音環境の整備を一層推進していく必要がある。